

取引先の不正行為に対する処分方針（取引停止基準）

一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所

第1条（目的）

この方針は、一般財団法人近畿高エネルギー加工技術研究所（以下「本財団」という。）と取引を行う事業者（以下「取引先」という。）による不正な取引その他の不正行為に対し、本財団が講ずる措置の種類、基準および手続を定めることにより、公正な取引の確保、公的研究費その他の資金の適正な管理および本財団の信用の維持を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この方針は、本財団と物品の購入、役務の提供、工事その他の取引を行う全ての取引先に適用する。取引先が本財団に提出した「取引に関する誓約書」に違反した場合を含む。

第3条（不正行為の定義）

この方針において「不正行為」とは、取引に関し取引先が行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 架空請求 納品の実態がない取引について代金を請求する行為。
- (2) 水増し請求 数量・単価・仕様等を実態と異なるものとして過大に請求する行為。
- (3) 預け金・プール金 契約と異なる物品を納入し、又は代金を本財団外に留保させ、これを蓄積し若しくは他の支払に充当する行為。
- (4) 談合・不正な受注 入札・見積り等において公正な競争を妨げる行為。
- (5) 贈収賄・利益供与 本財団の役職員に対する金銭・接待・贈答その他不当な利益の供与又はその申出。
- (6) 共謀 本財団の役職員と通じて行う前各号の行為。
- (7) その他 法令、契約又は取引に関する誓約書に違反する行為。

第4条（措置の種類）

本財団は、取引先の不正行為に対し、その態様および悪質性に応じ、次の措置を単独で又は併せて講ずる。

区分	措置の内容	想定する状況
注意・指導	文書による注意、改善の指導および改善報告の要求。	過失又は軽微な手続違反で、是正の見込みがある場合。
取引停止（有期）	一定期間、新規の発注及び契約を停止する。	架空・水増し請求、預け金・プール金等の不正が確認された場合。
契約解除・取引停止（無期）	既存契約を解除し、期間を定めず取引を停止する。	悪質・反復・組織的な不正、又は役職員との共謀の場合。
損害賠償・返還請求	過払金の返還及び本財団に生じた損害の賠償を請求する。	本財団に損害又は過払いが生じた場合（他の措置と併用）。
告発・通報	警察その他関係機関への告発・通報を行う。	詐欺等の犯罪に該当すると認められる場合。
公表	取引先名及び措置の内容を公表する。	特に悪質で、注意喚起の必要が高いと認める場合。

第 5 条（取引停止期間の目安）

有期の取引停止期間は、次を目安とし、加重・軽減の事由を勘案して定める。

悪質性	期間の目安	例
軽度	3 か月以上 6 か月未満	少額かつ初回、発覚後直ちに是正・返還した場合。
中度	6 か月以上 1 年未満	架空・水増し請求、預け金等が確認された場合。
重度	1 年以上 2 年以下	金額が大きい、又は反復して行った場合。
特に重度	契約解除・無期停止（第 4 条）	組織的・悪質、役職員との共謀、反社会的勢力の関与。

第 6 条（加重及び軽減の事由）

措置の決定に当たっては、次の事由を考慮する。

- ・ 加重事由：故意、反復性、金額・影響の大きさ、隠ぺい工作、役職員との共謀、調査への非協力。
- ・ 軽減事由：過失であること、自主的な申告、速やかな是正・返還、再発防止策の実施、調査への協力。

第 7 条（反社会的勢力への対応）

取引先が反社会的勢力に該当し、又は関係を有することが判明した場合は、前各条にかかわらず、暴力団排除条項に基づき、期間の定めなく直ちに契約を解除し、取引を排除する。

第 8 条（処分の手続）

- (1) 事実確認 内部監査又は通報等により不正行為を把握したときは、担当部門は帳簿・検収記録の精査及び関係者への聴取により事実を確認する。
- (2) 弁明の機会 本財団は、措置の決定に先立ち、取引先に対し弁明の機会を与える。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- (3) 審議 担当部門は措置案を起案し、研究公正委員会の審議を経る。
- (4) 決定 最高管理責任者（理事長）が措置を決定する。決定の内容及び理由は記録し、保存する。
- (5) 通知 本財団は、取引先に対し、措置の内容、理由及び期間を書面により通知する。

第9条（公的研究費に係る報告等）

不正行為が公的研究費の執行に関わる場合は、本財団の関係規程に基づき、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。返還が必要な場合は、取引先に対する返還・損害賠償の請求と、配分機関に対する返還手続を並行して行う。

第10条（取引の再開）

有期の取引停止を受けた取引先は、停止期間の満了後、再発防止策の実施状況を本財団が確認し、相当と認めた場合に限り、取引を再開することができる。契約解除・無期停止を受けた取引先の取引再開は、研究公正委員会の審議を経て、最高管理責任者が特に認めた場合に限る。

第11条（役職員の処分との関係）

不正行為に本財団の役職員が関与していた場合は、当該役職員に対し、就業規則その他の規程に基づく懲戒その他の措置を別途講ずる。

第12条（秘密保持）

この方針に基づく調査及び審議に関与する者は、職務上知り得た情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第13条（改廃）

この方針の改廃は、理事長の決裁により行う。

附則

この方針は、令和8年8月5日から施行する。